

令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項

令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 1 号の規定に基づき、承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項を次のように定める。

1 承認の申請手続

- (1) 令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号（以下「指示」という。）に規定する承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指示に規定する承認区分ごとに、インターネットまたは別記様式第 1 号もしくは別記様式第 2 号により琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- (2) 前項の申請は、プレジャーボート使用者は令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）から令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）まで（消印有効）、遊漁船業者は令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）から令和 7 年 10 月 31 日（金曜日）まで（消印有効）の期間にしなければならない。
- (3) 遊漁船業者は 1 (1) に定める申請のほか、遊漁船業の適正化に関する法律第 17 条第 1 項に規定する標識を掲示した営業所および遊漁船の写真、操業の誓約書、封筒（長形 3 号）、110 円分の切手、船舶検査証書の写しを提出しなければならない。

2 申請資格

(1) 遊漁船業者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 遊漁船業登録をしている者
- ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守している者
- ③ 漁業に係る法令*の違反が確認されていない者
- ④ 令和 2 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 9 号、第 10 号および令和 6 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されていない者
- ⑤ 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者

※ 漁業に係る法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

3 承認基準

(1) プレジャーボート使用者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 漁業に係る法令*の違反が確認されていない者
- ② 令和 2 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 9 号、第 10 号および令和 6 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されていない者
- ③ 前年に承認を受けた者のうち標旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者

④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

⑤ 自らが単独で竿を操作することに同意する者。

※ 漁業に係する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

(2) 遊漁船業者

1位 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗および採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船（2位の②、3位の①、③、④、⑤、⑥の船舶を除く）

2位

① 前年に承認を受けていない遊漁船（3位の②、③、④、⑤、⑥の船舶を除く）

② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船

3位

① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、標旗または採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船

② 3位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船

③ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船

④ 遊漁船業の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和7年9月30日までに定めていない者

⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者

⑥ 前年に承認を受けたにも関わらず、提出物※を提出しなかった遊漁船

※ 提出物とは、令和6年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項「6. 承認後の書類等の提出」で提出を求めた「確認書、顔写真、封筒（角形2号）、切手（210円分）」を指す

4 承認の決定

(1) 1(1)に規定する申請のうち、プレジャーボート使用者にあっては、その申請が指示に定める承認定数以内にあるときは承認基準を満たした者を承認する。プレジャーボート使用者にかかる申請数が承認定数を超える場合は、5に定める方法により承認者を決定する。

(2) 1(1)に規定する申請のうち、遊漁船業者が使用する船舶にあっては、その申請が指示に定める承認定数以内にあるときは申請資格を満たした全ての船舶を承認する。遊漁船にかかる申請数が承認定数を超える場合は、申請された船舶について3(2)に掲げる承認基準に基づく順位付けを行ったうえ、次のとおり承認する船舶（以下「承認船舶」という。）を決定する。

① 1位と2位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで2位の船舶の中から承認船舶を決定する。

② 1位と2位の船舶を合わせた数が承認定数未満であり、3位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位と2位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで3位の船舶の中から承認船舶を決定する。

(3) 事務局は、承認者および承認船舶を決定したときは、速やかに申請者に承認の可否を通知する。

(4) 1(2)の期間以外に提出された申請については受理しない。

5 承認を決定する方法

(1) 4(1)に規定する方法は、次のとおりとする。

①承認者は抽選により決定する。

②申請者に整理番号を付与し、抽選の対象となった申請者の整理番号に対して、エクセルのRAND関数により乱数を発生させる。

③整理番号ごとに発生させた乱数の値が大きい順番に、承認定数までの申請者を承認する。

④上記により承認を受けた者が6に定める必要な手続きを行わなかった場合、手続きが行われなかった件数を上限に、補充抽選を行うこととする。

⑤補充抽選の対象は、1に定める申請手続きを行い初回の抽選に落ちた者のみとし、その抽選方法は①、②と同様のものとする。

(2) 4(2)に規定する方法は、次のとおりとする。

①承認船舶は抽選により決定する。

②抽選を行う順番は抽選で決定することとし、くじの小さい番号を上位として順位を決定する。抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が抽選を行い、申請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。

③承認船舶を決定する抽選は抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が行い、くじにより決定する。申請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。

④くじの結果に従って船舶を承認する。

6 承認を受けた者の提出書類および手数料の支払い手続き

(1) 承認を受けた者は、事務局から承認決定の通知を受け取った後に、確認書、顔写真（縦45mm×横35mm、裏面に氏名を記載）、封筒（角形2号）、本人確認書類（免許証の写し等）を提出するとともに、2,850円の手数料を支払わなければならない。

(2) 遊漁船業者は、船長、業務主任者ごとに顔写真を1枚提出しなければならない。ただし、船長と業務主任者が同一であるときは、この限りでない。

(3) 前項の提出および支払い手続きは、承認決定の通知に記載されている期間までに行わなければならない。

(4) 事務局は、6(1)、(2)の全ての書類を確認した後に標旗を送付する。

7 承認を受けた遊漁船業者の公表

(1) 事務局は、承認を受けた遊漁船業者の一覧を作成し、事務局内（滋賀県庁水産課内）で縦覧するほか、事務局のホームページで公表する。

(2) 公表する内容は次のとおりとする。

- ① 遊漁船登録番号
- ② 代表者氏名
- ③ 営業所名
- ④ 営業所住所
- ⑤ 営業所電話番号
- ⑥ 使用船名
- ⑦ 遊漁船業務主任者氏名

8 採捕報告書、標旗の提出期限

提出期限は以下のとおりとする。

プレジャーボート承認者：令和8年7月31日（消印有効）

遊漁船業者承認者：令和8年10月15日（消印有効）

9 禁止事項

(1) 他人名義を使用しての申請、標旗の貸借をしてはならない。

(2) 前号に該当する場合、承認を取り消すことがある。承認を取り消された承認者は標旗を速やかに事務局へ返納しなければならない。

(3) その他、(1)に該当する場合には、次のシーズンの承認を行わない場合がある。

附則

この事項は、令和7年 月 日から施行する。